

会津坂下町

障がい福祉サービス等支給決定基準

令和2年11月

会津坂下町 生活課 福祉健康班

目 次

【1】 基本的な考え方	4
【2】 障がい福祉サービス等の支給に関する基準	5
【総括表】	
1. 基準支給量	5
2. 障がい児通所サービス支給量に関する算出根拠	6
3. 支給決定期間	6
I 障がい福祉サービス	7
【介護給付】	
1. 居宅介護（ホームヘルプ）	7
（1）身体介護	7
（2）家事援助	8
（3）通院等介助	9
（4）通院等乗降介助	10
2. 重度訪問介護	11
3. 同行援護	13
4. 行動援護	16
5. 重度障害者等包括支援	17
6. 療養介護	18
7. 生活介護	19
8. 短期入所（ショートステイ）	20
9. 施設入所支援	21
【訓練等給付】	
10. 自立訓練（機能訓練）	22
11. 自立訓練（生活訓練）	23
12. 宿泊型自立訓練	24
13. 就労移行支援	25
14. 就労継続支援A型	26
15. 就労継続支援B型	27
16. 就労定着支援	28
17. 共同生活援助（グループホーム）	29
18. 自立生活援助	30
II 障がい児通所サービス	31
19. 児童発達支援・医療型児童発達支援	31
20. 放課後等デイサービス	32
21. 保育所等訪問支援	33
22. 居宅訪問型児童発達支援	34

Ⅲ	計画相談支援・障害児相談支援	35
	23. 計画相談支援・障害児相談支援	37
Ⅳ	地域相談支援	37
	24. 地域移行支援	37
	25. 地域定着支援	38
Ⅴ	地域生活支援事業	39
	26. 移動支援	39
	(1) 個別移動支援	40
	(2) 通学等移動支援	42
	(3) グループ移動支援	43
	27. 日中一時支援	44
	28. 地域活動支援センター	45
	29. 訪問入浴サービス	46
	30. 福祉ホーム	47
	31. 生活サポート	48
【3】	支給決定までの流れ	49
	【介護給付】	
	1. 同行援護及び行動援護を除く	49
	2. 同行援護	50
	3. 行動援護	51
	【訓練等給付】	
	4. 共同生活援助を除く	52
	5. 共同生活援助	52
	【障がい児通所給付】	
	6. 障がい児通所給付	53
	7. 障がい児の自立支援給付（行動援護を除く）	54
	8. 障がい児の自立支援給付（行動援護）	55
	【地域相談支援】	
	9. 地域移行支援	56
	10. 地域定着支援	56
【4】	特別支給量	57
	1. 基本的な考え方	57
【5】	併用給付に関する基準	58
	1. 障がい福祉サービスの併用給付	58
	2. 介護保険との併用給付	59

【1】基本的な考え方

1. 支給決定基準の目的

障がい福祉サービス等の支給量や併用給付に関する基準を明確にし、公平かつ適正に障がい福祉サービス等の提供を行うことを目的としています。

2. 支給決定基準を定める障がい福祉サービス等

(1) 障がい者福祉サービス

【介護給付】

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援

【訓練等給付】

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助

(2) 障がい児通所サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(3) 計画相談支援

(4) 地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

(5) 地域生活支援事業

移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、福祉ホーム、生活サポート

3. 支給決定基準の取り扱い（原則）

- (1) 支給決定基準は運用の原則を示したものです。特別な事情がある場合は、期間や時間を限定するなど条件付きで支給決定を行う等の特例で対応する場合がありますので、**必ず事前に相談してください。事後相談での特例対応はありません**のでご注意ください。
- (2) 障がい福祉サービスの支給量は、原則として基準支給量の範囲内で決定します。
- (3) サービスを利用しようとする方（申請者）やその介護者に特別な事情があり、会津坂下町が必要と認めた場合は、特別支給量・乖離基準の範囲内で支給決定します。この場合、その理由、算出根拠等をサービス等利用計画案、障がい児支援計画案に明記してください。
- (4) 申請者をめぐる介護環境が、別に定める要件に該当する場合、基準支給量に代わり特別支給量を適用します。
- (5) 同時に支給決定できる障がい福祉サービスの組み合わせ（併用給付）については、サービス事業所が受ける報酬に重複が発生しない利用形態を前提として認めます。
- (6) 障がい者の方が65歳以上である場合や、40歳～64歳で介護保険制度に定める「16の特定疾病」に該当する場合は、介護保険制度でのサービス支給が優先されます。障がい福祉サービスでは、介護保険にないサービスを中心に支給決定します。
- (7) この支給決定基準は、運用の状況や国の障がい福祉サービスに係る負担標準を勘案しながら定期的に見直します。

【2】障がい福祉サービス等の支給に関する基準

【総括表】

1. 基準支給量

《基準支給量》

サービスの種類		月単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児		
障がい福祉サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	国基準	単位	2,940	3,800	5,590	10,500	16,820	24,200	9,440	
		身体介護	時間	7	9	14	26	42	61	24	
		家事援助	時間	15	19	29	54	87	126	49	
		通院等介助	時間	15							
		通院等乗降介助	回	30							
	重度訪問 介護	国基準	単位	—	—	21,540	26,970	33,800	48,200	—	
		町基準	時間	—	—	118	146	183	261	—	
	同行援護	国基準	単位	12,760							
		町基準	時間	43							
	行動援護	国基準	単位	—	—	14,820	19,970	26,560	34,520	18,860	
		町基準	時間	—	—	36	49	65	85	46	
	重度障害者 等包括支援	国基準	単位	—	—	—	—	—	86,000	—	
		町基準	時間	—	—	—	—	—	107	—	
		療養介護	日	—	—	—	—	当該月日数		—	
		生活介護	日	当該月日数－8日						—	
		短期入所	日	14							
		施設入所支援	日	当該月日数						—	
		自立訓練（機能訓練）	日	当該月日数－8日						—	
		自立訓練（生活訓練）	日	当該月日数－8日						—	
		宿泊型自立訓練	日	当該月日数						—	
		就労移行支援	日	当該月日数－8日						—	
		就労継続支援A型	日	当該月日数－8日						—	
		就労継続支援B型	日	当該月日数－8日						—	
	就労定着支援	日	当該月日数						—		
	共同生活援助（グループホーム）	日	当該月日数						—		
	共同生活援助（受託居宅介護サービス）	時間	—	2.5	10	15	21.5	31.5	—		
	自立生活援助	日	当該月日数						—		
障がい児 通所 サービス	児童発達支援（医療型含む）	日	—	—	—	—	—	—	23		
	放課後等デイサービス	日	—	—	—	—	—	—	23		
	保育所等訪問支援	日	—	—	—	—	—	—	23		
	居宅訪問型児童発達支援	日	—	—	—	—	—	—	23		
地域生活 支援事業	移動支援（個別・通学等・グループ等）	時間	63								
	日中一時支援	日	23								
	地域活動支援センター	日	当該月日数－8日						—		
	訪問入浴サービス	日	週2日								
	福祉ホーム	日	当該月日数								
	生活 サポート	家事援助	時間	15							

《 基準支給量を超えた支給決定（乖離基準） 》

サービスの種類	乖離基準
居宅介護	基準支給量の1.3倍
重度訪問介護	
行動援護	
同行援護	
重度障害者等包括支援	
短期入所	当該月の日数
生活介護	当該月日数－4日
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	

※障がいのある人が障害支援区分の認定を受けた後、支給決定基準により、また障がいのある人の心身の状況等を考慮し、必要最小限度のサービスが受給できるようサービス利用計画を作成し、乖離基準を超えていない事が確認できた場合は、会津坂下町が認める場合に限り乖離基準の範囲内で支給決定します。

2. 障がい児通所サービス支給量に関する算出根拠

サービスの種類	希望量	最大値	算出根拠
○児童発達支援（医療型含む） ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援	1回/週	6日/月	1回×4.5週（切り上げ）＋1日（調整日）
	2回/週	10日/月	2回×4.5週（切り上げ）＋1日（調整日）
	3回/週	15日/月	3回×4.5週（切り上げ）＋1日（調整日）
	4回/週	19日/月	4回×4.5週（切り上げ）＋1日（調整日）
	5回以上/週	23日/月	当該月日数－8日

3. 支給決定期間

サービスの種類	支給決定期間			利用期間	
	最短	最長	暫定支給期間		
居宅介護	1ヶ月	1年	なし	利用期間の制限なし	
重度訪問介護					
行動援護					
同行援護					
重度障害者等包括支援		3年	なし		
短期入所					
療養介護					
生活介護					
施設入所支援	1ヶ月	1年	最長2ヶ月	1年6ヶ月以内（ただし、頸髄損傷による四肢の麻痺等の場合は3年以内）	
自立訓練(機能訓練)				3年	2年以内（ただし、長期入院等の事由がある場合は3年以内）
自立訓練(生活訓練)					
宿泊型自立訓練				50歳に達している者(3年) 上記以外の者(1年)	利用期間の制限なし
就労移行支援					
就労継続支援A型				3年	3年以内
就労継続支援B型		なし	利用期間の制限なし		
就労定着支援				1年	1年以内
共同生活援助		3年	利用期間の制限なし		
共同生活援助（体験利用）				なし	1年以内
自立生活援助		1年	なし		
児童発達支援（医療型含む）					
放課後等デイサービス					
保育所等訪問支援					
居宅訪問型児童発達支援					

I 障がい福祉サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【居宅介護に共通する基準】

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認めます。

- (1) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他、障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合

(1) 身体介護

①サービスの内容

居宅において、本人が行う入浴、排せつ及び食事等の介護等をヘルパーが行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分1以上（児童はこれに相当する心身状態）

③標準のサービス支給量上限

(時間数/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
国基準（単位）	2,940	3,800	5,590	10,500	16,820	24,200	9,440
町基準（身体介護）	7	9	14	26	42	61	24

※報酬単位：身体介護393単位（30分以上1時間時間未満）で算定

④支給量を定める単位 時間（30分単位）/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 日常生活を営む上で必要な行為を利用者本人が行う時に、ヘルパーが利用者本人へ身体的援助を行うサービスです。安全確認のための声かけ、見守りも含まれます。

(日常生活に含む)

入浴、排せつ、食事介助、水分補給、調理・洗濯・掃除介助、身体整容、更衣、起床・就寝介助、体位変換、服薬見守り 等

(日常生活に含まない)

来客対応、洗車、利用者本人以外のための調理・洗濯、利用者本人が使用しない部屋の掃除、大掃除、部屋の模様替え、特別な調理（正月やクリスマスなど特別な手間をかけて行うもの）、庭の手入れ、ペットの世話 等

- 2) 1回あたりの利用時間の上限は3時間です。
- 3) 1日複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔をあけることが必要です。
- 4) 障がい児や難病等の児童が利用する場合、保護者等の在宅時に限ります。

(2) 家事援助

①サービスの内容

居宅において、ヘルパーが調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分1以上（児童はこれに相当する心身状態）

③標準のサービス支給量上限

(時間数/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
国基準(単位)	2,940	3,800	5,590	10,500	16,820	24,200	9,440
町基準(家事援助)	15	19	29	54	87	126	49

※報酬単位：家事援助191単位（45分以上1時間未満）で算定

④支給量を定める単位 時間（30分単位）/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 日常生活を営む上で必要な行為を、利用者本人に代わってヘルパーが行うサービスです。利用者が単身のため、または家族等の介護者に障がいや疾病があるため、利用者本人や家族等の介護者が家事を行うことが困難な場合に支援するサービスです。

(日常生活に含む)

調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理・補修、ベッドメイク、薬の受け取り、育児支援（育児中の親が障がいを理由に通常の育児ができない場合）等

(日常生活に含まない)

来客対応、洗車、利用者本人以外のための調理・洗濯、利用者本人が使用しない部屋の掃除、大掃除、部屋の模様替え、特別な調理（正月やクリスマスなど特別な手間をかけて行うもの）、庭の手入れ、ペットの世話等

- 2) 1回あたりの利用時間の上限は1.5時間です。
- 3) 1日複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔をあけることが必要です。
- 4) 障がい児や難病等の児童の利用は、通常の育児との違い、児童が年齢に応じて通常取得する家事能力、家庭の事情などを総合的に判断して支給決定を行いますので、事前にご相談ください。
- 5) 次の要件全てに該当し、障がいを理由に子供の世話が十分にできない場合などは、「育児支援」の観点から家事援助の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

(要件) ※全てに該当すること

- i) 利用者（親）が障がいによって家事や付き添いが困難である
- ii) 利用者（親）の子どもが一人では対応できない
- iii) 他の家族等による支援が受けられない

(家事援助の対象となる育児支援)

- ア) 乳児の健康把握の補助
- イ) 児童の健康な発達、とくに言語発達を促進する視点からの支援
- ウ) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- エ) 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- オ) 利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い
- カ) 利用者（親）の子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎

(3) 通院等介助

①サービスの内容

居宅から、病院へ通院するため、官公署や相談事業所へ公的手続や障がい福祉サービス利用について相談するための移動介助を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

(身体介護を伴わない場合)

【対象者】 障がい者、障がい児（小学生以上）、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】 区分1以上（児童はこれに相当する心身状態）

(身体介護を伴う場合)

【対象者】 障がい者、障がい児（小学生以上）、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】 区分2以上（児童はこれに相当する心身状態）

【他の要件】 障がい支援認定調査において、次に掲げる項目のいずれかの状態に1つ以上認定されていること

歩行：「全面的な支援が必要」

移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

③標準のサービス支給量上限

(時間以内/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
町基準（通院等介助）	15						

④支給量を定める単位 時間（30分単位）/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 乗車・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が30分未満の場合は、「通院等乗降介助」になります。
- 2) ヘルパー自らが運転する車両で移動介助する場合に加え、公共交通機関等を利用して移動介助する場合も含まれます。
- 3) ヘルパー自らが運転する時間は、報酬の算定対象外です。
- 4) ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。
- 5) ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。
- 6) 障がい児や難病等の児童の利用は、保護者が介助できない場合で、かつ児童一人でも移動先での目的（リハビリ等）が達成できる場合に限りします。

(4) 通院等乗降介助

①サービスの内容

居宅から、ヘルパー自らが運転する車両への乗降の介助、乗車前、降車後の屋内外における移動の介助、移動先における手続き、移動の介助を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分1以上（児童はこれに相当する心身状態）

③標準のサービス支給量上限

(回以内/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
町基準（通院等介助）	30						

④支給量を定める単位 回/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 乗車・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が30分以上の場合には、「通院等介助」になります。
- 2) ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。
- 3) ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。
- 4) 障がい児や難病等の児童の利用は、保護者が介助できない場合で、かつ児童一人でも移動先での目的（リハビリ等）が達成できる場合に限りします。

2. 重度訪問介護

①サービスの内容

常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分4以上

【他の要件】 （身体障がい者・難病等の患者の場合）

- 1) 二股以上に麻痺があること
- 2) 障害支援区分認定調査において、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援不要」以外と認定されていること

（知的障がい者・精神障がい者の場合）

- 1) 障害支援区分認定調査による行動関連項目（11項目）、医師意見書によるてんかん発作の頻度に係る点数の合計が10点以上であること

厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
突発的な行為	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
過食・反すう	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

③標準のサービス支給量上限

(時間数/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
国基準(単位)	—	—	—	26,970	33,800	48,200	—
町基準(時間)	—	—	—	146	183	261	—

※報酬単位：重度訪問介護184単位(1時間未満)で算定

④支給量を定める単位 時間(30分単位)/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 1日3時間以上利用するサービスです。
- 2) 二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。
 - i) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - ii) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - iii) その他障がい者の状況から(i)(ii)に準ずると認められる場合
- 3) 次の要件全てに該当し、障がいを理由に子供の世話が十分にできない場合などは、「育児支援」の観点から重度訪問介護の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

(要件) ※全てに該当すること

- i) 利用者(親)が障がいによって家事や付き添いが困難である
- ii) 利用者(親)の子どもが一人では対応できない
- iii) 他の家族等による支援が受けられない

(家事援助の対象となる育児支援)

- ア) 乳児の健康把握の補助
- イ) 児童の健康な発達、とくに言語発達を促進する視点からの支援
- ウ) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- エ) 利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- オ) 利用者(親)の子どもが通院する場合の付き添い
- カ) 利用者(親)の子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場合の送迎

3. 同行援護

①サービスの内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難お有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

②対象者と必要な支援区分

(身体介護を伴わない場合)

【対象者】 視覚障がい者、小学生以上の視覚障がい児、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】 区分不要

【他の要件】 同行援護アセスメント票（P.14）において次の（1）（2）いずれの状態にも該当すること

1) 移動障がいに係る点数が1点以上

2) 視力障がい、視野障がい、夜盲に係る点数のいずれかが1点以上

(身体介護を伴う場合)

【対象者】 視覚障がい者、小学生以上の視覚障がい児、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】 区分2以上（児童はこれに相当する心身状態）

【他の要件】 次の（1）（2）いずれにも該当すること

1) 同行援護アセスメント票において、次に掲げるいずれの状態にも該当すること

i) 移動障がいに係る点数が1点以上

ii) 視力障がい、視野障がい、夜盲に係る点数のいずれかが1点以上

2) 障害支援区分認定調査において、次に掲げるいずれかの状態の一つ以上認定されていること

歩行：「全面的な支援が必要」

移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

③標準のサービス支給量上限

(時間以内/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
国基準（単位）							12,760
町基準（時間）							43

※報酬単位：同行援護292単位（30分以上1時間未満）で算定

④支給量を定める単位 時間（30分単位）/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

1) 障がい児、難病等の患者の利用は、小学生以上に限ります。

2) 二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って認定します。

i) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合

ii) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

iii) その他障がい者の状況から（i）（ii）に準ずると認められる場合

3) 自宅発着でない場合も利用できます。

4) 宿泊を伴う利用も可能です。サービスを提供している実時間を一日毎に報酬算定します。就寝中等サービスを提供していない時間は対象外です。

5) 一日のうち複数回利用する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けることが原則です。

同行援護アセスメント票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することができることとする。

アセスメント項目

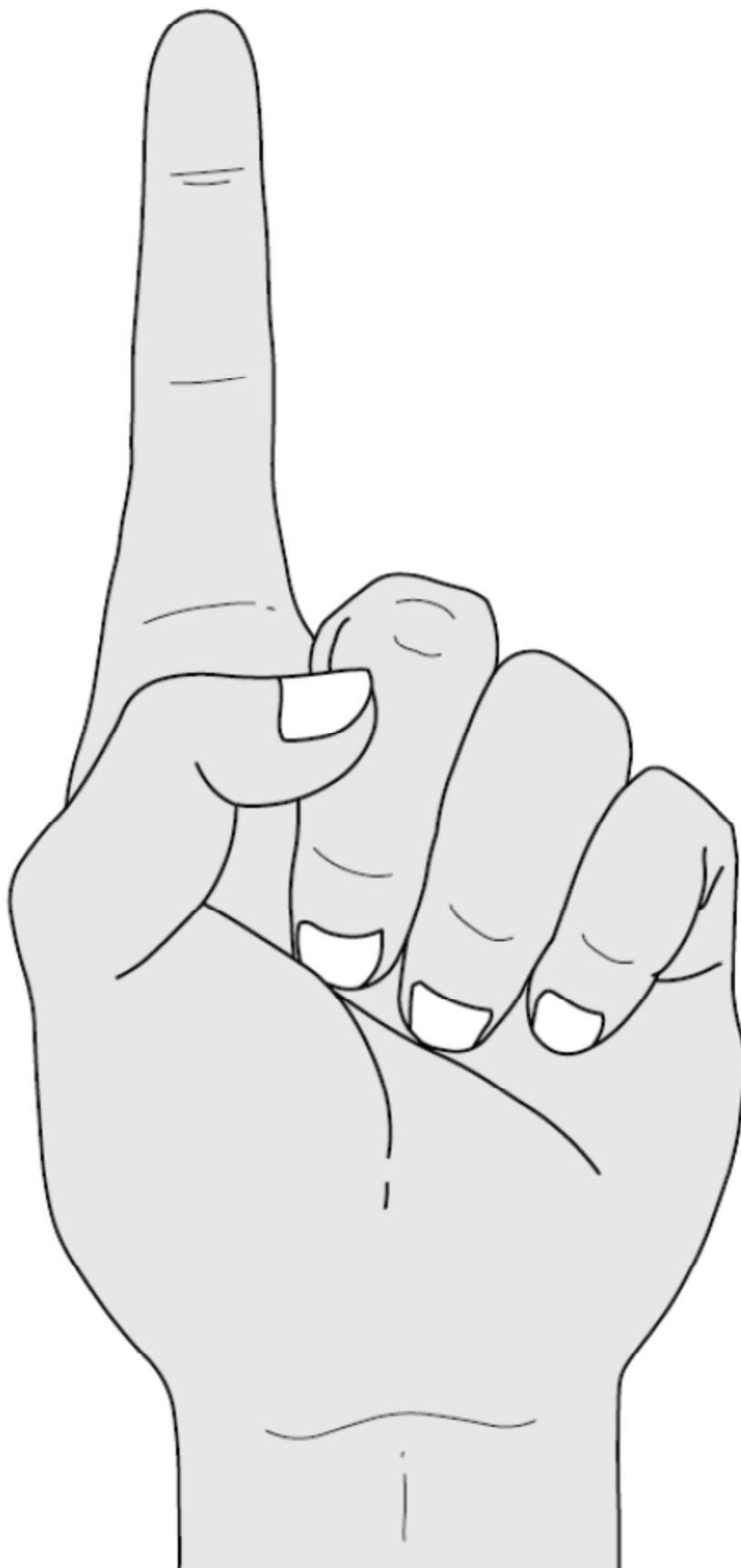
No.	調査項目		0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害	視力	普通(日常生活に支障がない)	○約1m以上離れた視力確認表の図が見える ○目の前に置いた視力確認表の図が見える	○ほとんど見えない ○全く見えない ○見えているのか判断不能	障害支援区分認定調査項目「3-1」に相当する内容	矯正視力による測定とすること
2	視野障害	視野	視野障害がない又は視野障害の1点か2点に該当しない	両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)	両眼の視野がそれぞれ10度以内、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障がいがある場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	網膜色素変性症等による夜盲等がない、又は夜盲の1点の事項に該当しない	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する
4	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	慣れた場所であっても歩行できない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する

<留意事項>

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

(視力確認表：A4)



4. 行動援護

①サービスの内容

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者（知的、精神）、小学生以上の障がい児（知的、精神）

【支援区分】 区分3以上（児童はこれに相当する心身状態）

【他の要件】 障がい支援認定調査による行動関連項目（11項目）、医師意見書によるてんかん発作の頻度に係る点数の合計が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）であること

※「厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号別表第2）」による。「2. 重度訪問介護（P. 11）」に掲載済み。

③標準のサービス支給量上限

（時間以内／月）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
国基準（単位）	—	—	14,820	19,970	26,560	34,520	18,860
町基準（時間）	—	—	36	49	65	85	46

※報酬単位：行動援護403単位（30分以上1時間未満）で算定

④支給量を定める単位 時間（30分単位）/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 障がい児の利用は、小学生以上に限ります。
- 2) 二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限って認定します。
 - i) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
 - ii) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - iii) その他障がい者の状況から（i）（ii）に準ずると認められる場合
 - iv) 1日1回の報酬算定です。

5. 重度障害者等包括支援

①サービスの内容

重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分6

【他の要件】 意思疎通に著しい困難を有する者であって次に掲げる者

1) 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次の(i)(ii)のいずれかに該当する者

i) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

ii) 最重度知的障がい者

2) 障がい支援認定調査による行動関連項目（11項目）、医師意見書によるてんかん発作の頻度に係る点数の合計が10点以上であること

※「厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号別表第2）」による。「2. 重度訪問介護（P. 11）」に掲載済み。

③標準のサービス支給量上限

(時間以内/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
国基準（単位）	—	—	—	—	—	86,000	—
町基準（時間）	—	—	—	—	—	106	—

※報酬単位：重度障害者等包括支援808単位（所要時間1時間以上の場合で4時間を想定）で算定

④支給量を定める単位 時間/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

6. 療養介護

①サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分5以上でかつ下記の要件を満たしている者

【他の要件】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる方

- 1) 区分6で筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- 2) 区分5以上で筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者の方
- 3) 旧重症心身障がい児施設に入所及び指定医療機関に入院した方で、（1）（2）に該当しない方

③標準のサービス支給量上限 当該月日数

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 3年以内

⑥運用上の基本的考え方

7. 生活介護

①サービスの内容

障がい者支援施設等の施設において、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

②対象者と必要な支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 （50歳未満の場合）

区分3以上 ※施設へ入所する場合、区分4以上

（50歳以上の場合）

区分2以上 ※施設へ入所する場合、区分3以上

③標準のサービス支給量上限 当該月日数－8日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 3年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 施設へ入所する者で、次の要件を全て満たす場合は、区分3以下（50歳以上は区分2以下）の場合においても、生活介護サービスを受けることができます。
 - i) 指定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること
 - ii) サービス等利用計画案を勘案して、生活介護との併用給付が必要であると会津坂下町が認めていること（地域の障がい福祉サービスの提供体制の状況等から通所によって訓練等を受けることが困難等）
- 2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型と同一日にサービスを利用することはできません。
- 3) 介護保険制度の対象者は、次のいずれかに該当する場合に限り生活介護サービスを受けることができます。
 - i) 障がい者支援施設に入所している方
 - ii) 通所して工賃収入を伴う生産活動をしている方

8. 短期入所（ショートステイ）

①サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 （障がい者、18歳以上の難病等の患者）

区分1以上

（障がい児、18歳未満の難病等の患者）

国の定める障害児支援区分1以上：「食事」「排せつ」「入浴」「移動」のうち1以上について全介助または一部介助が必要である児童

③標準のサービス支給量上限 14日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

9. 施設入所支援

①サービスの内容

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、(児童含まない)

【区分・要件】 1) 生活介護を受けている方

区分4以上(50歳以上の者にあつては区分3以上)

2) 「自立訓練」または「就労移行支援」を受けている方

入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、または地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

3) 「(1)以外の生活介護」または「就労継続支援B型」を受けている方

次の全ての要件を満たす場合、施設入所支援と併用給付を受けることができます。

i) 指定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること。

ii) サービス等利用計画案により、施設入所支援との併用給付が必要であると会津坂下町が認めていること

③標準のサービス支給量上限 当該月日数

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 3年以内

⑥運用上の基本的考え方

1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、移動支援、日中一時支援との併用給付は原則できません。ただし、特例により給付できる場合がありますので、事前にご相談ください。

2) 施設入所中に65歳となった利用者は、介護保険施設への入所の手続き(介護認定、施設入所申し込み)も並行して行ってください。にわかに退所・転所を求めるものではありませんが、手続きは必要です。

10. 自立訓練（機能訓練）

①サービスの内容

障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 身体障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分なし

【他の要件】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者・難病等の患者。具体的には次のとおりです。

- 1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な場合
- 2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

③標準のサービス支給量上限 当該月日数－8日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 標準利用期間は1年6ヶ月です。ただし、頸髄損傷による四肢の麻痺やこれに類する状態の障がい者については3年です。
- 2) 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、会津坂下町の承認が必要です。1回に限り、最大1年間の更新が可能です。
- 3) 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が会津坂下町に必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。

11. 自立訓練（生活訓練）

①サービスの内容

障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者（知的、精神）

【支援区分】 区分なし

【他の要件】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には次のとおりです。

- 1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な場合
- 2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な場合

③標準のサービス支給量上限 当該月日数－8日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え

- 1) 標準利用期間は2年です。ただし、長期入院（概ね1年以上）していた、またはこれに類する事由のある障がい者（長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しい者や発達障がいのある者等）については3年です。
- 2) 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、会津坂下町の承認が必要です。1回に限り、最大1年間の更新が可能です。
- 3) 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が会津坂下町に必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。

12. 宿泊型自立訓練

①サービスの内容

居室その他の設備を利用することを通じて、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者（知的、精神）

【支援区分】 区分なし

【他の要件】 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

③標準のサービス支給量上限 当該月日数

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 標準利用期間は2年です。ただし、長期入院（概ね1年以上）していた、またはこれに類する事由のある障がい者（長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しい者や発達障がいのある者等）については3年です。
- 2) 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、会津坂下町の承認が必要です。1回に限り、最大1年間の更新が可能です。
- 3) 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が会津坂下町に必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。
- 4) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、施設入所支援と併用給付はできません。

13. 就労移行支援

①サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分なし

【他の要件】 就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には次のとおりです。

- 1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため就労に必要な知識及び技術の習得、若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な方
- 2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより就労を希望する方

③標準のサービス支給量上限 当該月日数－8日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 標準利用期間は2年です。ただし、あん摩等の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年または5年です。
- 2) 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、会津坂下町の承認が必要です。1回に限り、最大1年間の更新が可能です。
- 3) 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用が会津坂下町に必要と認められた場合においては、再度のサービス利用は可能です。

14. 就労継続支援A型

①サービスの内容

企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分なし

【他の要件】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）。具体的には次のとおり。

- 1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- 2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- 3) 企業等を離婚した者等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

③標準のサービス支給量上限 当該月日数－8日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 3年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 新規申請、変更申請、継続申請の時点で65歳以上の方は対象外です。

15. 就労継続支援B型

①サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分なし

【他の要件】 ○就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的に次のとおり。

- 1) 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- 2) 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- 3) (1)(2)に該当しない者であって、50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者の方

※就労移行支援事業を利用する場合について[上記(2)]

- 1) 支給決定期間・暫定支給決定期間等について
暫定支給決定期間は2か月間とし、支給決定期間（1年間）に含むものとする。
暫定支給決定期間は、アセスメント期間と位置づけられることから、アセスメントに要する期間も原則2か月間とする。ただし、暫定支給決定期間の満了日前に、就労移行支援事業所からのアセスメント結果等により、明らかに一般就労、就労移行支援事業の利用が困難であり就労継続支援B型等の利用が適当と判断された場合は、原則の2ヶ月を待たずにサービス調整会議を開催できることとする。
- 2) 支援学校在学生に関する特例
支援学校の在校生が、進路決定に際してのアセスメントのために利用する場合、支給決定期間・暫定支給決定期間とも2ヶ月とするが、アセスメントに要する期間は、原則2週間とする。ただし、アセスメントに要する期間（2週間）の満了日前に、就労移行支援事業所からのアセスメント結果等により、明らかに一般就労、就労移行支援事業の利用が困難であり就労継続支援B型等の利用が適当と判断された場合は、原則の2週間を待たずにサービス調整会議を開催できることとする。

③標準のサービス支給量上限 当該月日数－8日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 3年以内（50歳未満は1年以内）

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 施設へ入所する方で、次の要件を全て満たす場合は、就労継続支援B型サービスを受けることができます。
 - i) 指定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること。
 - ii) サービス等利用計画案により、生活介護との併用給付が必要であると会津坂下町が認めていること（地域の障がい福祉サービスの提供体制の状況等から通所によって訓練等を受けることが困難等）

16. 就労定着支援

①サービスの内容

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労に移行した障がい者の就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている対象者に対して自宅・企業等を訪問することにより相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労に移行した障がい者

【支援区分】 区分なし

【他の要件】

③標準のサービス支給量上限 当該月日数

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 3年以内

⑥運用上の基本的考え方

17. 共同生活援助（グループホーム）

①サービスの内容

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先または他の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、その他日常生活を営む上で必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分】 区分は不要。ただし、入浴、排せつ又は食事等の介助が必要な場合は障害支援区分を取得する必要あり。

【他の要件】 新規の場合、介護保険対象者は介護保険優先。継続の場合は介護保険対象になっても引き続き利用可能。

③標準のサービス支給量上限 当該月日数

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 3年以内

⑥運用上の基本的考え方

- サービス利用中に65歳となった方は、介護保険サービスのグループホーム利用の手続き（介護認定、利用申し込み）も並行して行ってください。にわかに介護保険サービスのグループホーム利用を求めるものではありませんが手続きは必要です。
- 重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、日中一時支援と併用給付はできません。
- 居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）は、次の要件全てに該当する場合、月2回までを上限に利用ができます。
（要件）※全てに該当すること
 - 障がい支援区分1以上である
 - 慢性疾患等であり、医師の指示に基づいた定期的な通院利用である
 - (ii) について、サービス等利用計画および個別支援計画に位置づけられている
- 居宅介護（家事援助・身体介護）及び重度訪問介護は、次の要件に該当する場合に利用ができます。
 - 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4以上の者が当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合。
 - 区分4以上の者で、次の(i)(ii)のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護が中心である場合に限る。）の利用を希望する場合。
 - 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられていること
 - 居宅介護の利用について、会津坂下町が必要と認めること
- 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所で、受託居宅介護サービスを利用できるのは、障害支援区分2以上の者です。また、支給決定にあたって受託居宅介護サービスの支給標準時間に基づき設定するものとし、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案に基づいて、受託居宅介護サービスを次の支給量の範囲内で支給決定します。

受託居宅介護サービス支給量上限

(時間以内/月)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
町基準（時間）	—	2.5	10	15	21.5	31.5	—

18. 自立生活援助

①サービスの内容

障がい者施設やグループホーム、精神科病院等から地域で一人暮らしに移行した知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 以下のいずれかに当てはまる者。

- 1) 障害者支援施設、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院等に入所していた障がい者（児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も含む）
- 2) 共同生活援助（グループホーム）又は福祉ホームに入居していた障がい者
- 3) 精神科病院に入院していた精神障がい者
- 4) 救護施設または更生施設に入所しておいた障がい者
- 5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者
- 6) 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者
- 7) 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同席する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

【支援区分】 区分なし

③標準のサービス支給量上限 当該月日数

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

II 障がい児通所サービス

19. 児童発達支援・医療型児童発達支援

①サービスの内容

施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援では、国指定医療機関において、児童発達支援と治療も行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい児、難病等の児童（未就学児）

【他の要件】 （児童発達支援）

1) 手帳の有無は問わず、児童相談所、保健所、医師等により療育の必用性が認められた児童（未就学児）も対象

（医療型児童発達支援）

2) 上肢、下肢、体幹の機能障がいのある児童（未就学児）

③標準のサービス支給量上限 23日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

1) 他サービスと報酬が重なる併用給付は認められません。

例1) ×「児童発達支援を3時間提供後、日中一時支援サービスを2時間提供」

○「児童発達支援を4時間提供後、日中一時支援サービスを1時間提供」

例2) ×「児童発達支援を4時間半提供後、日中一時支援サービスを4時間半提供」

○「児童発達支援を8時間提供後、日中一時支援1時間提供」

20. 放課後等デイサービス

①サービスの内容

施設において、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい児、難病等の児童

【他の要件】 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に就学している児童

③標準のサービス支給量上限 23日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

1) 他サービスと報酬が重なる併用給付は認められません。

例1) ×「放課後等デイサービスを3時間提供後、日中一時支援サービスを2時間提供」

○「放課後等デイサービスを4時間提供後、日中一時支援サービスを1時間提供」

例2) ×「放課後等デイサービスを4時間半提供後、日中一時支援サービスを4時間半提供」

○「放課後等デイサービスを8時間提供後、日中一時支援1時間提供」

21. 保育所等訪問支援

①サービスの内容

障がい児が通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設を訪問し、障がい児とそれ以外の児童との集団生活への適応に向け、障がい児への専門的な支援、当施設職員への専門的助言等その他必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい児、難病等の児童

【他の要件】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設に通う障がい児

③標準のサービス支給量上限 23日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

22. 居宅訪問型児童発達支援

①サービスの内容

重度の障害等の状態にある障がい児であって障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい児、難病等の児童

【他の要件】 次の①又は②のいずれかに該当する障がい児であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

①各種障害者手帳の重度判定であり、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である場合

②ア) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態である場合

イ) 重い疾病のため、感染症にかかる恐れがある状態である場合

③標準のサービス支給量上限 23日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

Ⅲ 計画相談支援・障害児相談支援

23. 計画相談支援・障害児相談支援

①サービスの内容

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分なし

③支給期間の開始月

- 1) 新規に計画相談支援給付費の対象となる者
サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）
- 2) 既に計画相談支援給付費の対象となっている者
更新前の支給期間の翌月

④支給期間の終期月

計画相談支援対象者が利用する障がい福祉サービスの支給決定、地域相談支援給付決定又は障がい児通所支援の有効期間のうち、最長の有効期間内の誕生月の末日とする。

※ただし、各種サービスを併給している場合は、最長の有効期間の短い方に合わせることにする。

⑤運用上の基本的考え方

- 1) 継続サービス利用支援（モニタリング）の期間

- i) 支給対象者区分ごとの継続サービス利用支援（モニタリング）の期間

継続サービス利用支援（モニタリング）の期間については、下表の期間を基本とし、支給対象者のモニタリングの結果及び心身の状況、生活環境、サービスの利用に関する状況等を勘案して、個別に定めるものとする。

支給対象者の区分		モニタリングの期間
(A)	①新規支給決定又は変更支給決定によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	新規利用開始から3ヶ月間は毎月。その後は6ヶ月ごと
(B)	②障がい者支援施設からの退所等に伴い、住環境や生活環境が変化し、一定期間集中的に支援を行うことが必要である者 ③単身世帯の者等、自ら指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 ④常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）	毎月
(C)	⑤施設入所後の訓練により地域移行を目指す者	3ヶ月ごと
(D)	⑥障がい福祉サービスの支給更新を希望する者	6ヶ月ごと
(E)	⑦療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を使用する者	1年ごと

※上記条件に複数該当する者は、より短いモニタリング期間とする。

※セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できるものであることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）によるモニタリングは実施しないこととする。

※特別な事情があり会津坂下町が認める者については、上記以外のモニタリングの期間を定めることができる。

2) モニタリング期間に係る開始月と終期月

i) モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

継続サービス利用支援の開始月については、障がい福祉サービスの支給決定等の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定。

ii) モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

計画相談支援給付費の支給期間の終期月と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1ヶ月（毎月）ごとの者については、支給期間の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する。

《モニタリング期間のイメージ》

(A) 新規利用開始から3ヶ月間は毎月実施。その後は6ヶ月ごとに1回実施の場合

支給決定期間											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
モニタリング	モニタリング	モニタリング			モニタリング						モニタリング

※受給者証への記載内容「モニタリング期間 6ヶ月ごと（利用開始から3ヶ月間は毎月実施）
（平成〇〇年4月～平成〇〇年3月）」

(B) 毎月実施の場合

支給決定期間											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
モニタリング											

※受給者証への記載内容「モニタリング期間 毎月（平成〇〇年4月～平成〇〇年3月）」

※モニタリング期間が毎月ごとの者については、最長1年以内で終期月を設定

(C) 3ヶ月ごとに1回実施の場合

支給決定期間											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		モニタリング			モニタリング			モニタリング			モニタリング

※受給者証への記載内容「モニタリング期間 3ヶ月ごと（平成〇〇年4月～平成〇〇年3月）」

(D) 6ヶ月ごとに1回実施の場合

支給決定期間											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					モニタリング						モニタリング

※受給者証への記載内容「モニタリング期間 6ヶ月ごと（平成〇〇年4月～平成〇〇年3月）」

(E) 1年ごとに1回実施の場合

支給決定期間											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
											モニタリング

※受給者証への記載内容「モニタリング期間 1年ごと（平成〇〇年4月～平成〇〇年3月）」

IV 地域相談支援

24. 地域移行支援

①サービスの内容

障がい者支援施設に入所、刑事施設に収容又は精神科病院に入院している障がい者が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。

②対象者と必要な障害支援区分

【対象者】 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- 1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者（児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象とする。）
- 2) 精神科病院に入院している精神障がい者
 - ・直近の入院期間が1年以上の者
 - ・措置入院及び医療保護入院の者
 - ・その他、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者
- 3) 救護施設、更生施設に入所している障がい者
- 4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者
- 5) 更生保護施設に入所又は自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに宿泊している障がい者

【支援区分】 区分なし

※地域移行支援については、支給対象者の状況を把握するため障害支援区分認定調査を行う。

③支給決定期間 6ヶ月

④運用上の基本的考え方

- 1) この期間では十分な成果が得られずかつ引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれると会津坂下町が認める場合には6ヶ月間の範囲内で更新できる。

25. 地域定着支援

①サービスの内容

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

②対象者と必要な障害支援区分

- 【対象者】 1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
2) 居宅において家族と同居している障がい者であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障がい者に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

【支援区分】 区分なし

※地域定着支援については、支給対象者の状況を把握するため障害支援区分認定調査を行う。

③支給決定期間 1年

④運用上の基本的考え方

- 1) 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で更新が可能とする。更なる更新についても必要性が認められる場合には更新可能とする。

V 地域生活支援事業

26. 移動支援

主に屋外での移動が困難な障がい者や障がい児へ外出時における移動の介護及びその他必要な支援を行います。

【移動支援に関する共通基準】

①支援する移動は、徒歩、公共交通機関を原則とします。他に公共交通機関がない、ある場合でも著しく不便である等の理由がある場合、車を利用することも可能です。

②車を利用した移動支援サービスを提供する場合には、サービス提供事業者は、道路運送法に基づく許可または登録が必要です。

③次の方が対象になります。

【対象者】 障がい者、障がい児（小学生以上）、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】 なし

【他の要件】

次のいずれかに該当し、移動に関して介助、見守り等が必要な方

1) 身体障がい

身体障がい者手帳を所持し、次のいずれかに該当する方

i) 視覚障がい2級以上の方

ii) 肢体不自由（上肢・下肢）2級以上で2肢以上に障がいを有する方

iii) 肢体不自由（体幹）2級以上の方

iv) 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障がい）2級以上の方

2) 知的障がい

次のいずれかに該当する方

i) 療育手帳を所持する方

ii) 児童相談所または知的障がい者更生相談所で知的障がいと認定された方

iii) 医師により知的障がいと認められた方

3) 精神障がい

次のいずれかに該当する方

i) 精神障がい者保健福祉手帳を所持する方

ii) 精神障がいを事由とする年金や特別障がい給付金を受給している方

iii) 医師により精神障がいと診断された方

4) 難病等

難病等による障がいや症状により継続的に移動に関して制限を受ける方

④二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認めます。

(1) 障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3) その他障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合

(1) 個別移動支援

① サービスの内容

外出時に個別的支援が必要な方へマンツーマンサービスを行います。

【個別移動支援サービスの対象】

- 1) 社会生活上必要不可欠な外出
 - ア) スーパー等での日用品の買い物（贅沢品の購入は含まない）
 - イ) 金融機関・郵便局等の利用
 - ウ) 理容、美容
 - エ) 冠婚葬祭、入学式・卒業式・授業参観・運動会等学校行事
 - オ) 官公庁等への手続き
 - カ) 投票
 - キ) 予定外の通院
- 2) その他社会生活を送る上で必要な外出
 - ア) 余暇・スポーツ・文化活動（ギャンブル等社会通念上不適当なものは除く）
 - イ) 旅行（日帰り）
 - ウ) ボランティア活動
 - エ) 研修・イベントへの参加
 - オ) 墓参り・寺社仏閣への参拝
 - カ) お見舞い
 - キ) 散歩
 - ク) 百貨店等での贅沢品の購入

【個別移動支援サービスの対象外】

- ア) 宗教活動・布教活動（習慣としての法事・墓参り・寺社仏閣への参拝は除く）
- イ) 選挙運動・政治運動・デモ行動（投票は除く）
- ウ) ギャンブル（パチンコ、競馬、マーじゃん等）
- エ) 飲酒目的の外出
- オ) 宿泊を伴う外出
- カ) 営業活動等仕事の一環としての移動
- キ) 送迎サービスのある施設への移動または施設からの移動
- ク) 通勤通学等移動支援に該当する移動
- ケ) 通院等介助、通院等乗降介助、同行援護、行動援護等他の移動支援サービスに該当する移動
- コ) 障がい者・障がい児・難病等の患者を預けることを実質の目的とした移動
- サ) 目的地内だけの移動
- シ) その他公序良俗、社会通念上許容されない移動

② 対象者と必要な障がい支援区分

（身体介護を伴わない場合）

P. 36 【移動支援に関する共通基準】と同じ

（身体介護を伴う場合）

障がい支援区分2以上（児童はこれに相当する心身状態）で、障がい支援区分の認定調査において、次に掲げるいずれかの状態の一つ以上認定されていること

歩行：「全面的な支援が必要」

移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

③標準のサービス支給量上限 63時間

④支給量を定める単位 時間/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 「個別移動支援サービスの対象外」以外の目的であれば、移動支援サービスが利用できます。
 - 2) 自宅発着でない場合も利用できます。
 - 3) 目的地までの移動、目的地からの移動がある場合は、目的地内での移動も報酬の算定対象となります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その目的地内の移動時間については報酬の算定対象外となります。
 - ア) 前後に自宅からの移動などを伴わず、目的地内だけを移動する場合
(例) 自宅から店舗、店舗から自宅への移動は、家族等で支援し、店舗内の移動だけ利用する場合
 - イ) 病院内を移動する場合 ※院内介助は原則として報酬の算定対象外
- 【注】**(イ)の場合、目的地までの移動、目的地からの移動については、個別移動支援サービスが利用できます。目的地内の移動時間のみが地域生活支援事業給付費の報酬算定対象外となることにご留意ください。目的地内の移動時間の料金については、利用者と移動支援事業者との間で取扱いを決めてください。
- 4) 障がいサービス事業所や関連する法人・団体・事業所が主催するイベントに、サービス利用者が参加する場合には、前後の移動時間も含めて移動支援の対象外です。
(例) グループ法人内でのお花見イベント、文化祭など。主催者対応。
 - 5) 居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）、同行援護、行動援護、送迎つき障がいサービス等他の移動に関して他のサービスが受けられる場合は、そのサービスが優先となります。
 - 6) 施設入所支援サービスとの併用給付は認められません。

(2) 通学等移動支援

① サービスの内容

通学等を目的とした一定期間の移動において、居住する地域の交通事情により移動手段の確保が困難である場合、家族による支援が困難である場合、自立のための訓練が必要である場合に、支援が必要な方へマンツーマンサービスを行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

P. 36 【移動支援に関する共通基準】と同じ

③ 標準のサービス支給量上限 63時間

④ 支給量を定める単位 時間/月

⑤ 支給決定期間 1年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

- 1) 自宅発着が原則です。
- 2) 登校時に、学校以外の目的地を経由して登校した場合は、最後の目的地から学校までの移動が通学等移動支援サービスの支給対象です。
- 3) 下校時に、自宅以外の目的地を経由して下校した場合は、最初の目的地で通学等移動支援サービスは完了です。
- 4) ハッピーアフタースクール、児童クラブ、友遊事業への移動も対象です。
- 5) 施設入所支援サービスとの併用給付は認められません。

(3) グループ移動支援

① サービスの内容

個別移動支援や通学等移動支援の対象となる移動について、身体介護を伴わない方2人または3人までのグループを対象に、1人のヘルパーが移動支援サービスを行います。

② 対象者と必要な障がい支援区分

「個別移動支援」「通学等移動支援」の「身体介護を伴わない」と同じ

③ 標準のサービス支給量上限 63時間

④ 支給量を定める単位 時間/月

⑤ 支給決定期間 1年以内

⑥ 運用上の基本的考え方

1) 施設入所支援サービスとの併用給付は認められません。

27. 日中一時支援

①サービスの内容

介護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）を対象に、施設において宿泊を伴わない範囲で一時的な預かり保護を行います。

②対象者と必要な支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分なし

③標準のサービス支給量上限 23日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 介護者の事情で必要となる一時的な預かり保護を提供するサービスです。
- 2) 施設入所支援、共同生活援助との併用給付は認められません。
- 3) 他サービスと報酬が重なる併用給付は認められません。
 - 例1) ×「放課後等デイサービスを3時間提供後、日中一時支援サービスを2時間提供」
○「放課後等デイサービスを4時間提供後、日中一時支援サービスを1時間提供」
 - 例2) ×「放課後等デイサービスを4時間半提供後、日中一時支援サービスを4時間半提供」
○「放課後等デイサービスを8時間提供後、日中一時支援1時間提供」
- 4) 1回につき30分以上のサービス提供で報酬算定対象となります。1日複数回利用した場合は、1日の合計で報酬算定してください。

28. 地域活動支援センター

①サービスの内容

施設において創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な援助を行います。

②対象者と必要な支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分なし

③標準のサービス支給量上限 当該月日数－8日

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

29. 訪問入浴サービス

①サービスの内容

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、心身障害者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈はく及び体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

②対象者と必要な支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分なし

ただし、対象者は次の各号に該当する心身障害者(児)で、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者としてします。

- (1) 町内に居住している者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

③標準のサービス支給量上限 2日/週

④支給量を定める単位 日/週

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) ここでいう心身障がい者(児)とは、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の心身障がい者(児)を言います。
- 2) 入浴の回数は、対象者の希望により週2回までとする。
- 3) 利用者等は、事業の利用に係る経費の1割の額を委託事業者に支払うものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

30. 福祉ホーム

①サービスの内容

社会復帰を希望し、現に住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰の促進及び自立の促進を図ります。

②対象者と必要な支援区分

【対象者】 障がい者

【支援区分】 区分なし

対象者は町内に住所を有する障がい者等のうち、社会復帰を希望し、次の全てに該当する者であり、福祉ホーム利用が適当であると町長が認めた者（ただし、事業実施機関において処遇することが困難な医療を必要とする者等を除く。）

③標準のサービス支給量上限 当該月日数

④支給量を定める単位 日/月

⑤支給決定期間 1年以内

⑥運用上の基本的考え方

- 1) 原則として2年以内とする。ただし、医師等の意見により利用期間の延長が必要と認められる場合は、1年以内で延長することができる。
- 2) 利用者等は、事業の利用に要する経費の1割を町長又は町長から事業の委託を受けた団体等におつ支払うものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 1. 生活サポート

①サービスの内容

居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むために必要な便宜を供与する事により、障がい者等の福祉の増進を図る。

②対象者と必要な支援区分

【対象者】 障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】 区分なし

町内に居住地を有する障がい者等とし、法の規定による介護給付対象外の者又は介護保険に基づく居宅介護を受けることのできない者とする。

③標準のサービス支給量上限 15時間/月

④支給量を定める単位 時間（30分単位）/月

⑤支給決定期間 1年以内

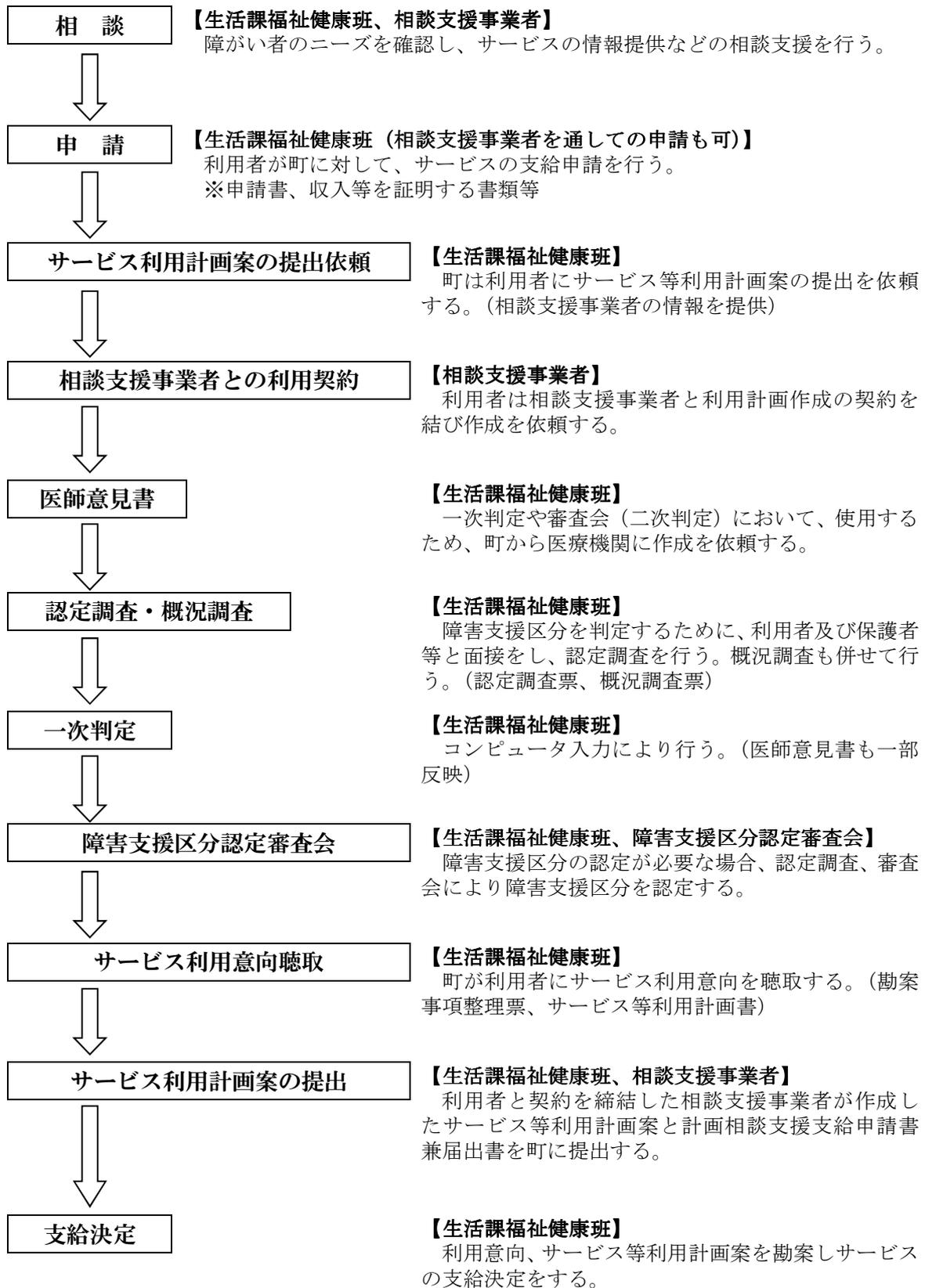
⑥運用上の基本的考え方

- 1) 障害支援区分認定において「非該当」となった障がい者であり、日常生活に関する支援が必要と認められる単身又はこれに準ずる世帯の障がい者及び主たる介護者が疾病等により家事が困難となった障がい児とする。支援内容は「家事援助」とする。
- 2) 利用者等は、事業の利用に要する経費の1割の額を委託事業者に支払うものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

【3】支給決定までの流れ

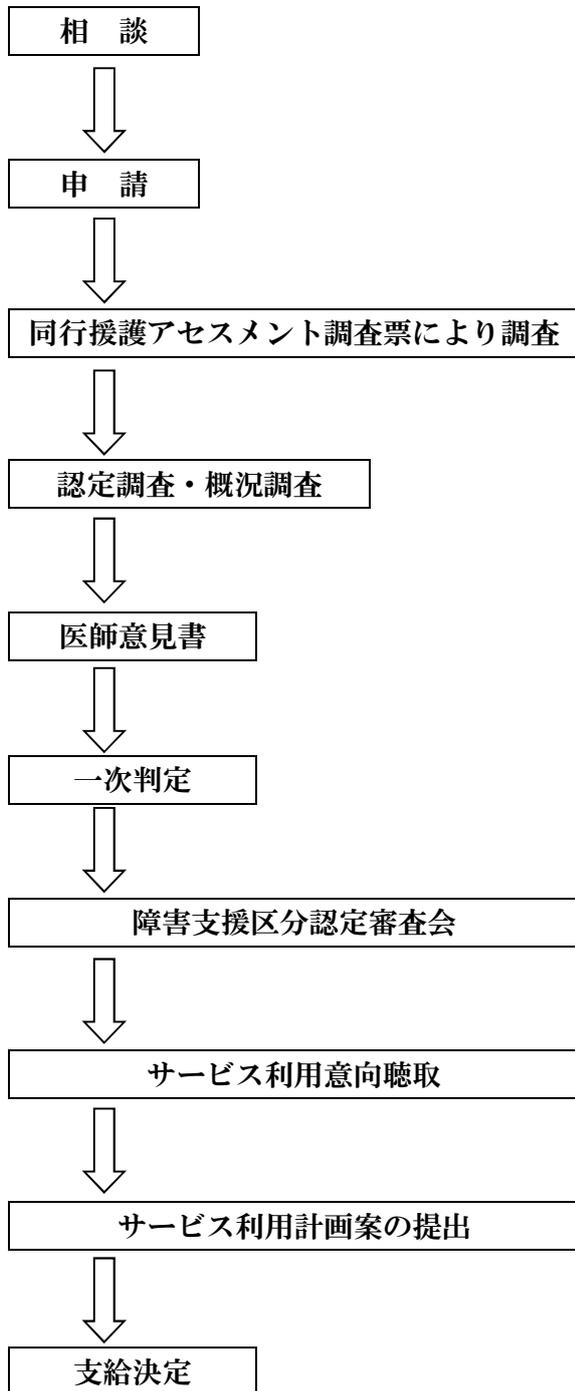
【介護給付】

1. 同行援護及び行動援護を除く

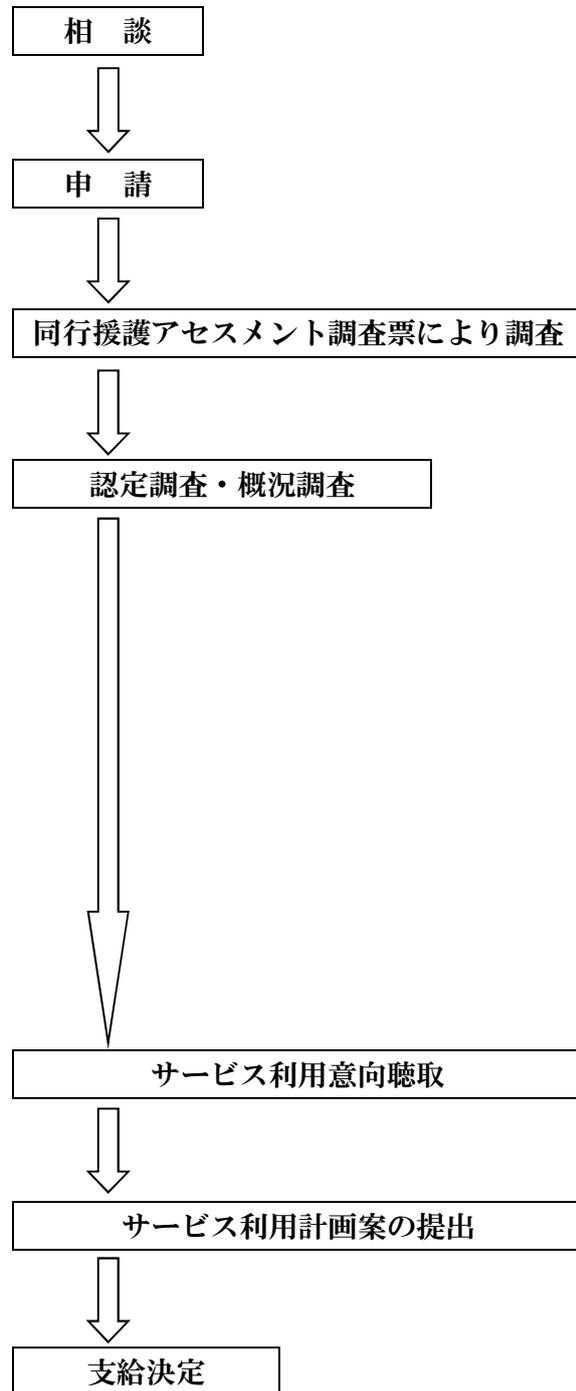


2. 同行援護

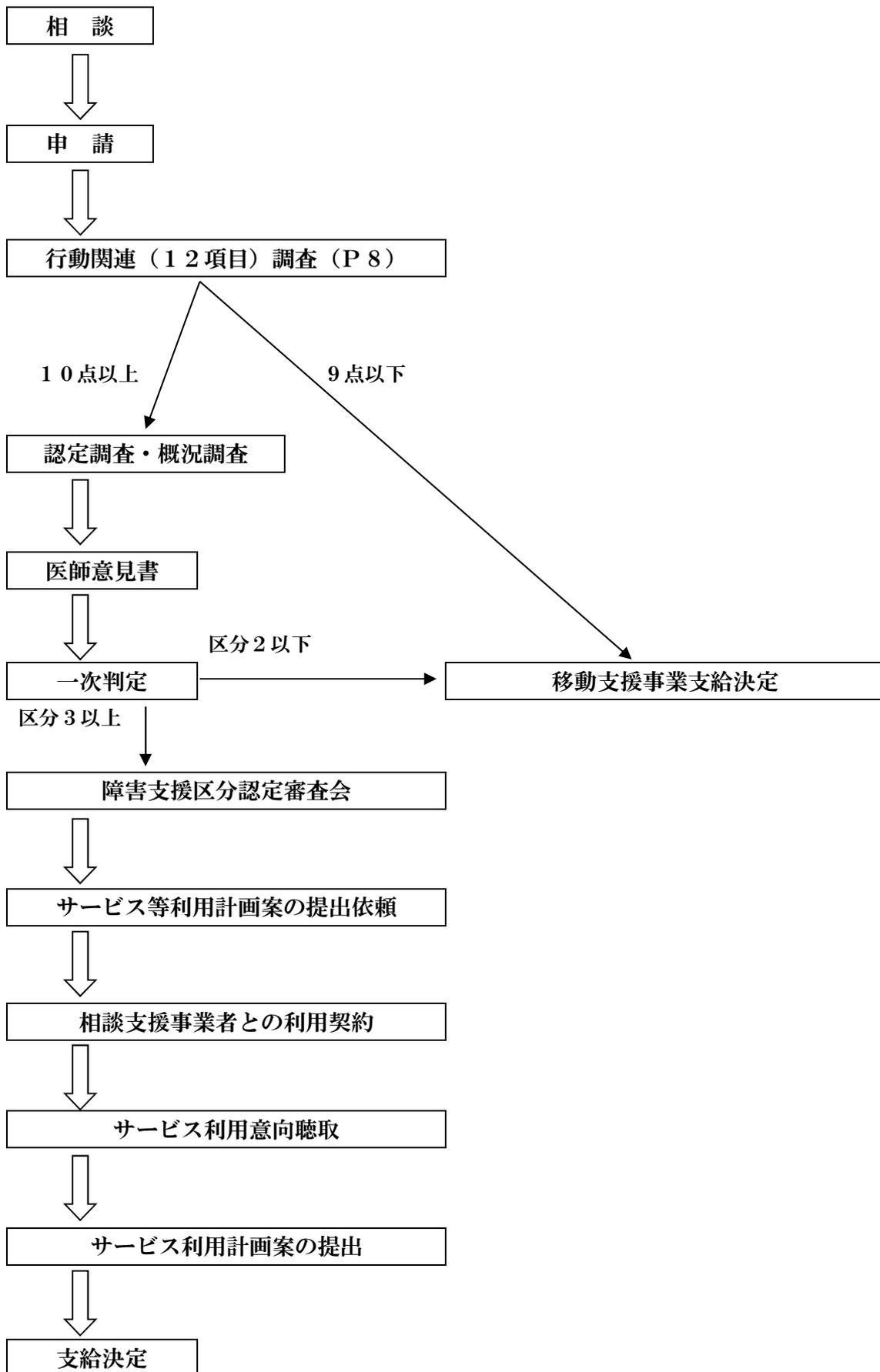
【身体介護を伴う場合】



【身体介護を伴わない場合】

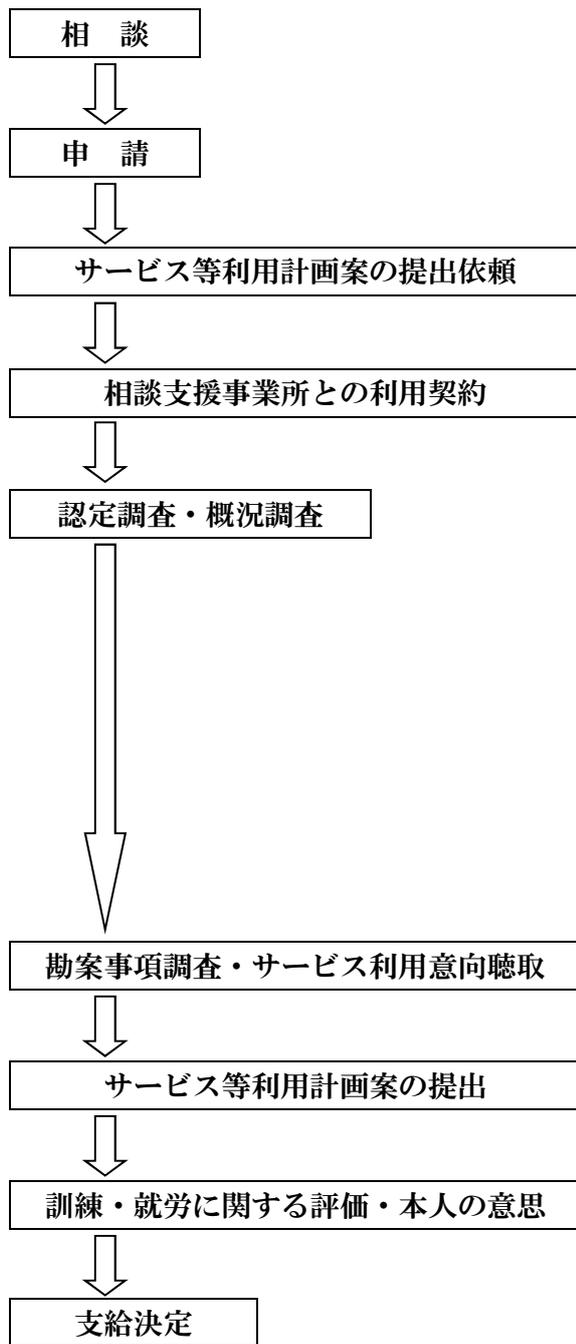


3. 行動援護

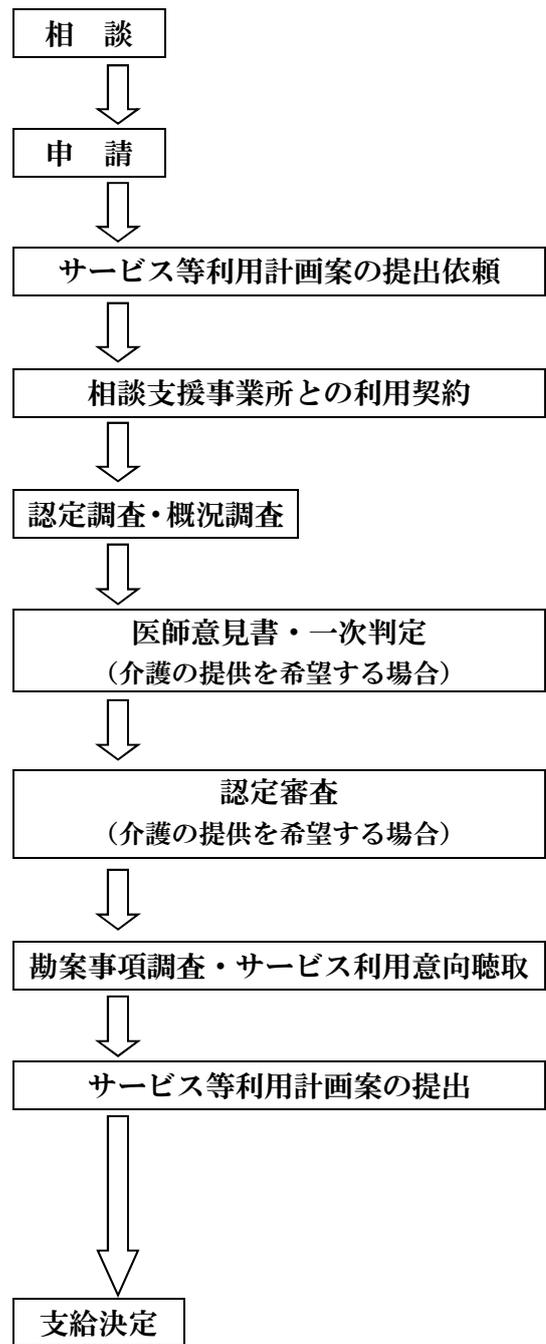


【訓練給付】

4. 共同生活援助（グループホーム）を除く

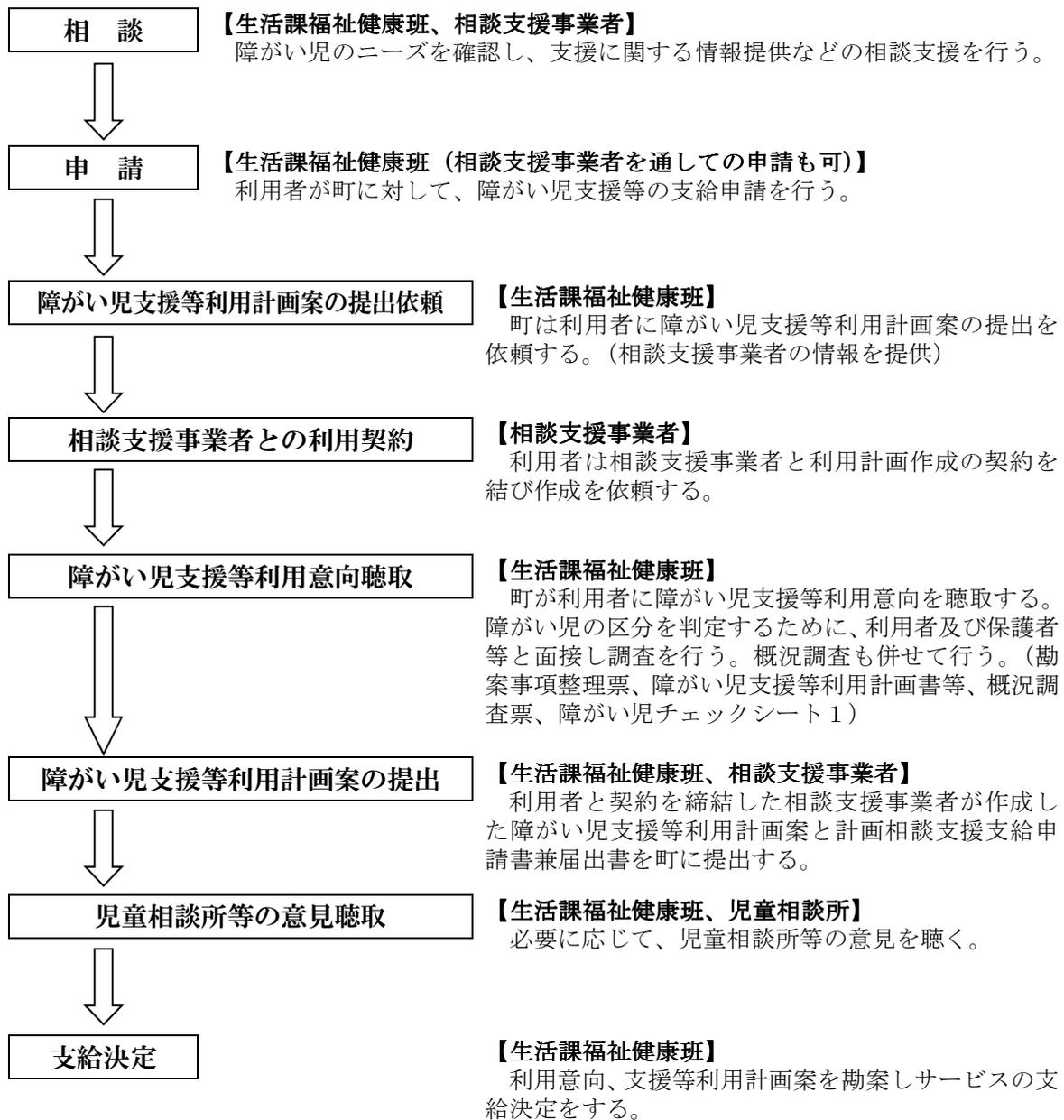


5. 共同生活援助（グループホーム）

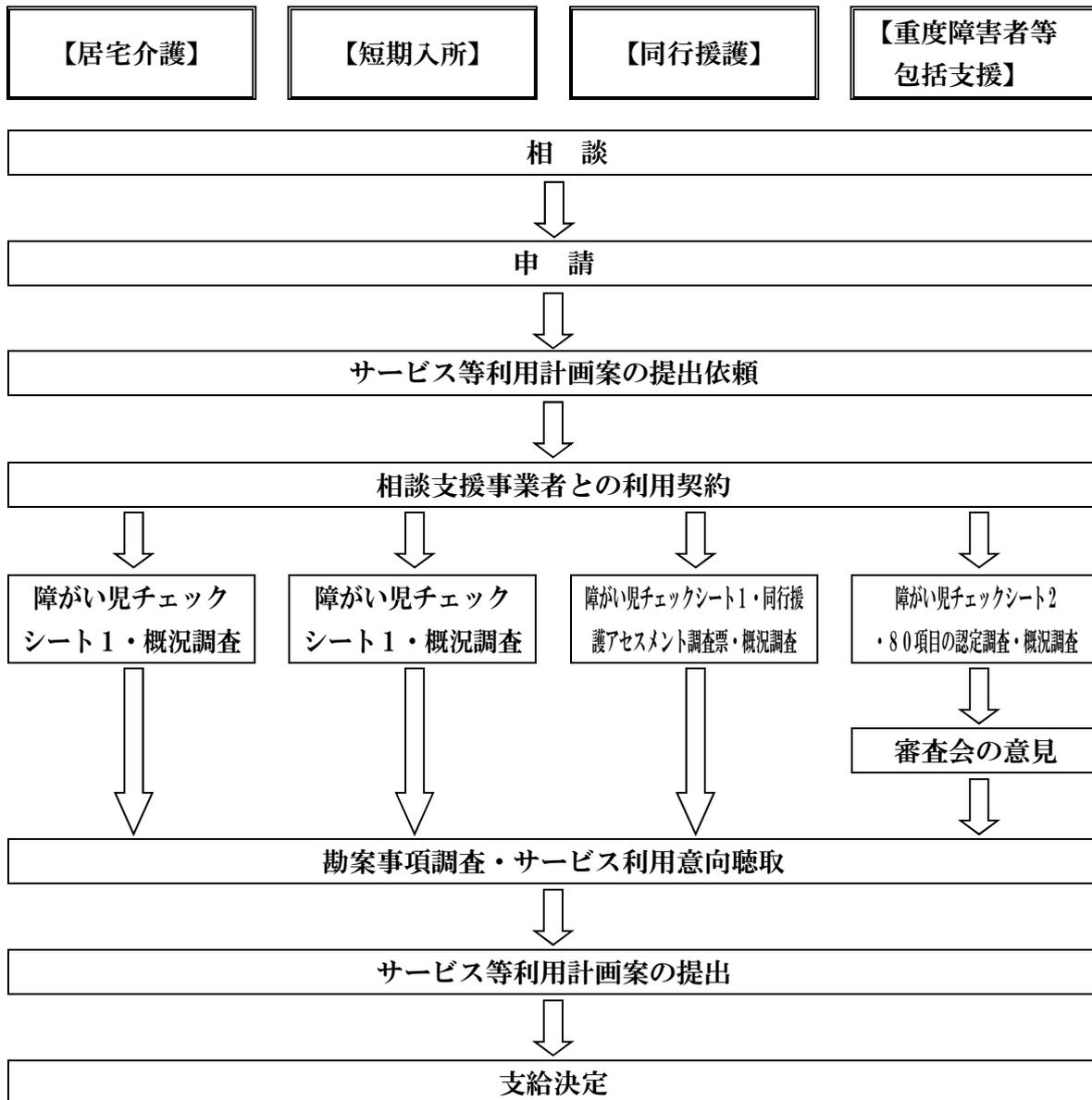


【障がい児通所給付】

6. 障がい児通所給付

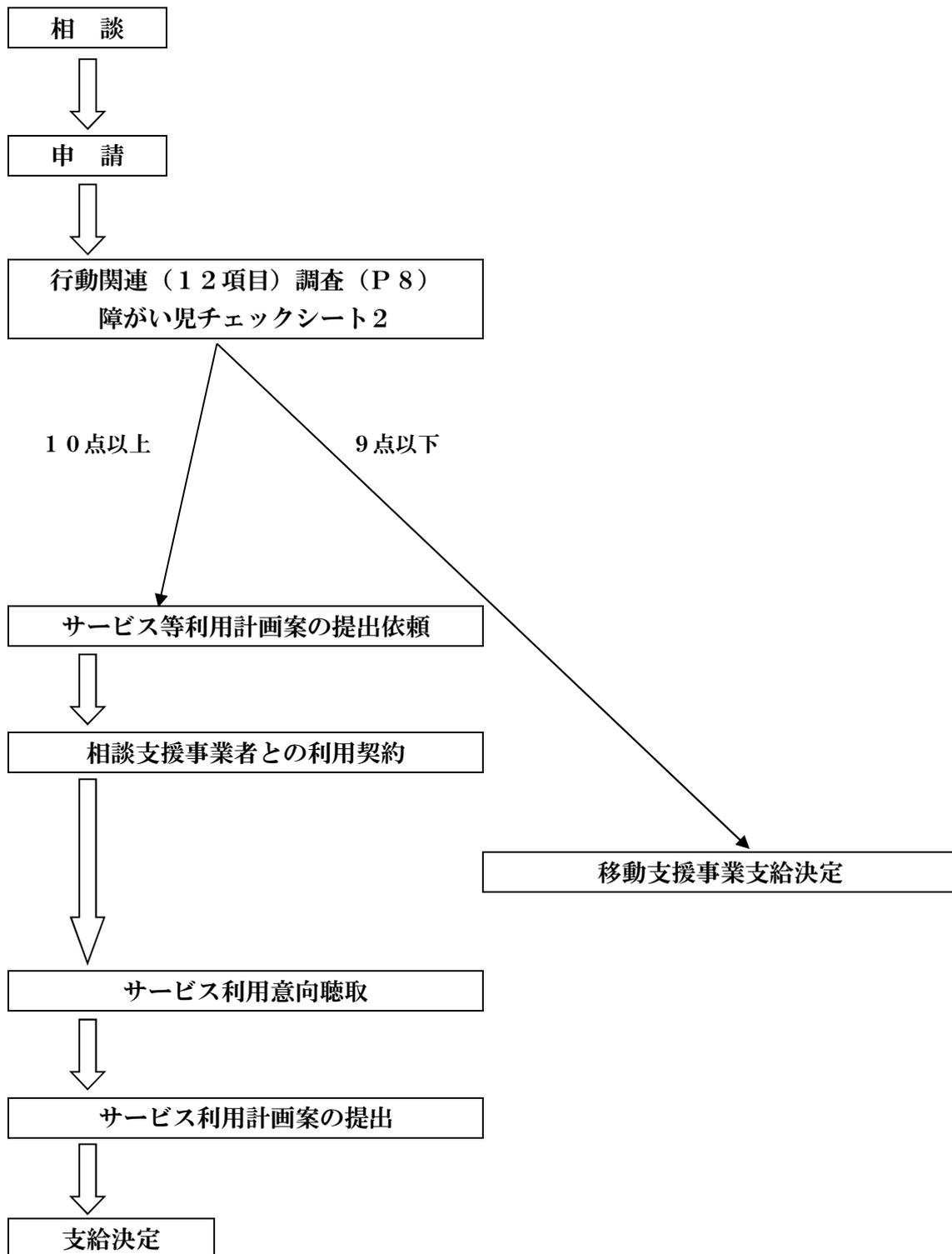


7. 障がい児の自立支援給付（行動援護を除く）



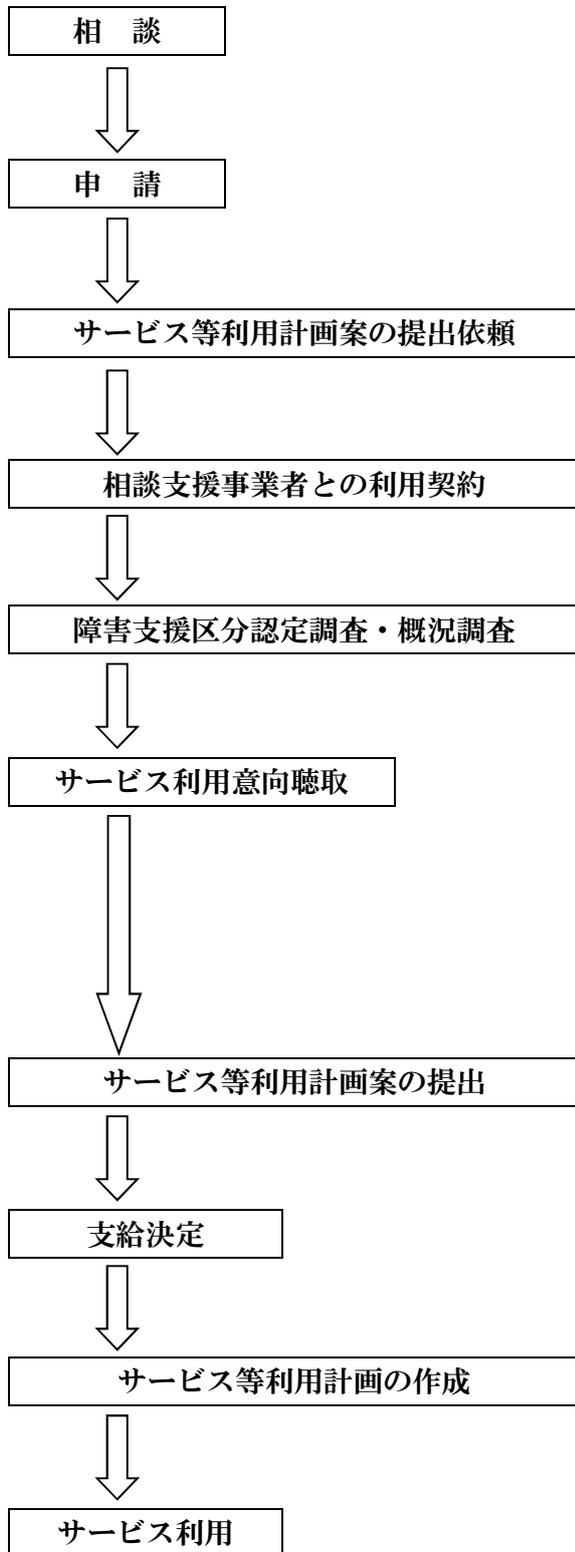
※重度訪問介護（児童福祉法63条の4の規定に基づき児童相談所長から通知を受けた場合）は、障がい者の支給決定プロセスへ

7. 障がい児の自立支援給付（行動援護）

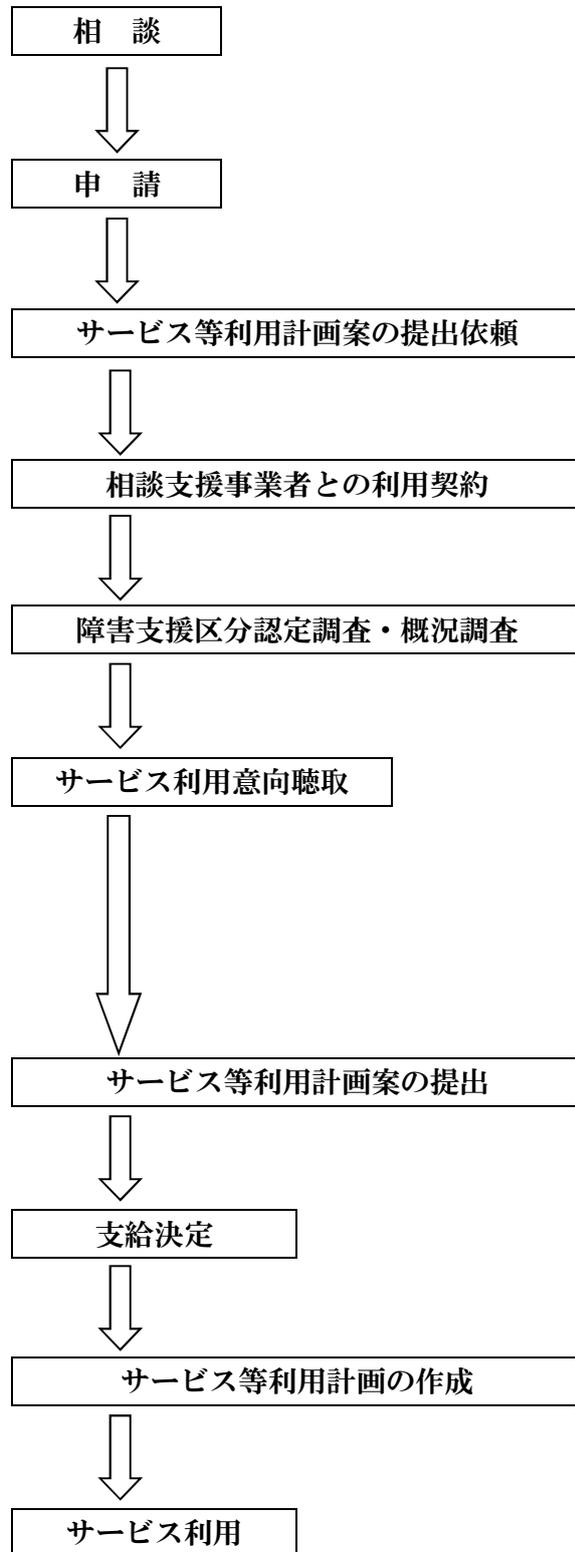


【地域相談支援】

9. 地域移行支援



10. 地域定着支援

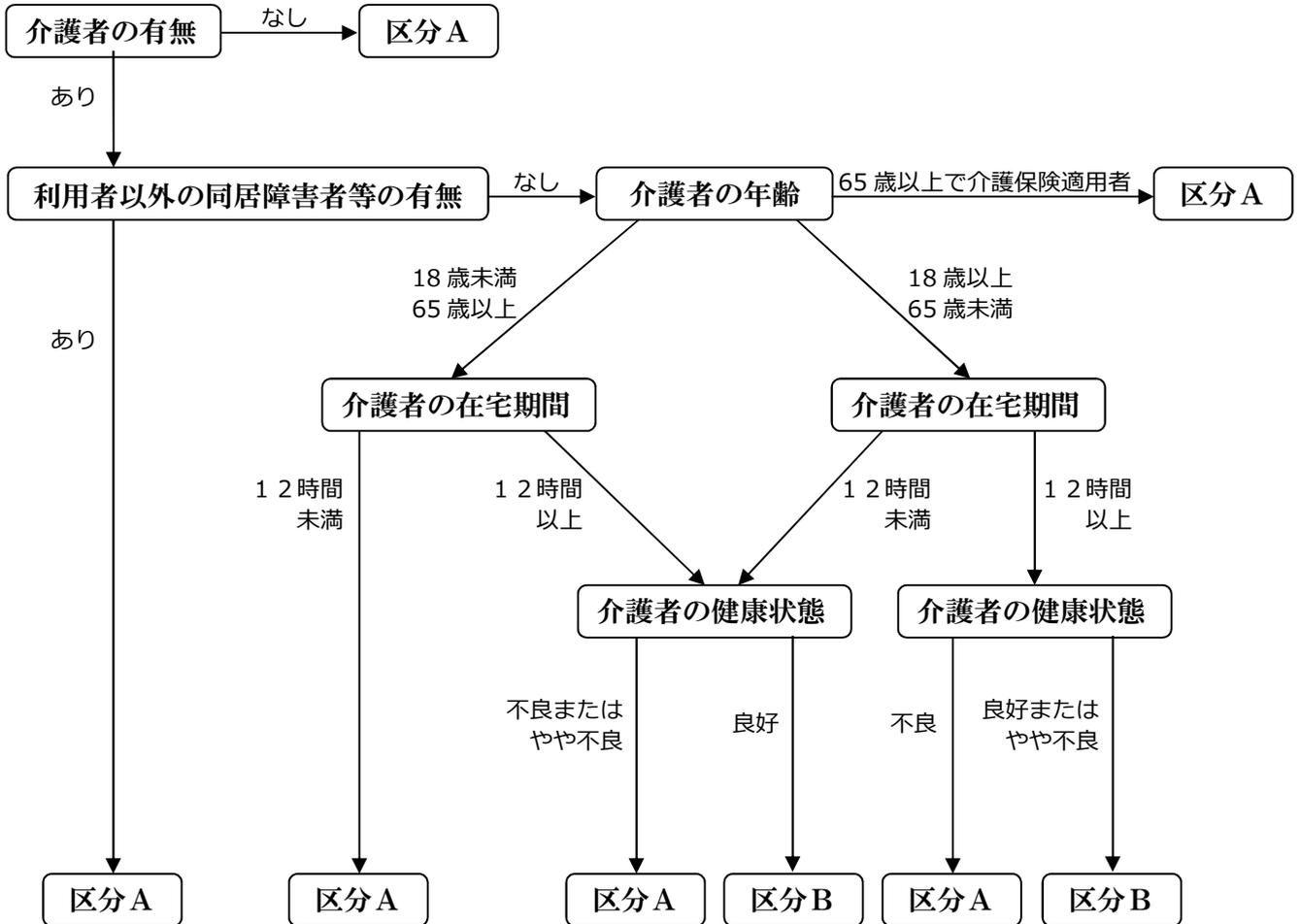


【4】特別支給量

1. 基本的な考え方

(1) 支給量の調整

- 調整の範囲は、支給決定基準に対して30%程度とする。
- 支給量決定を行うにあたっては、概況調査の内容（介護者の状況等）についても勘案する必要があることから、介護者の状況に応じて支給決定量について必要な配慮をするものとする。



区分A（支給量×130%） ○障がい者単身世帯又は介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力に欠けるもの

区分B（支給量×100%） ○介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がないもの

※支給量の計算について、小数点以下は切り捨てとする。

【一時的に基準支給量を超えるサービス提供について】

介護者の病気等による入院や、支給量が不足する場合など、支援の必要性があると認められた場合は、地域生活関連の調査項目等を勘案した上で、基準支給量を超えて必要量を支給決定することができる。

この場合の支給決定は2ヶ月を超えない期間とする。

【5】併用給付に関する基準

1. 障がい福祉サービス等の併用給付

同時に支給決定できる障がい福祉サービスの組み合わせ（併用給付）については、サービス事業所が受ける報酬が重ならないことを原則として支給決定を行います。

	介護給付								訓練等給付								障がい児通所サービス				
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	共同生活援助	自立生活援助	児童発達支援（医療型含む）	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	※	◇	◇	×	◇	◇	※	◇	◇	※	◇	◇	◇	◇	※	○	◇	◇	◇	◇
	重度訪問介護	※	×	×	×	◇	◇	※	◇	◇	※	◇	◇	◇	◇	※	○	◇	◇	◇	×
	同行援護	◇	×	×	×	◇	◇	※	◇	◇	※	◇	◇	◇	◇	○	○	×	×	×	×
	行動援護	◇	×	×	×	◇	◇	※	◇	◇	※	◇	◇	◇	◇	○	○	◇	◇	◇	×
	療養介護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	生活介護	◇	◇	◇	◇	×	◇	○	△	△	○	△	△	△	×	○	○	×	×	×	×
	短期入所（ショートステイ）	◇	◇	◇	◇	×	◇	※	◇	◇	×	◇	◇	◇	◇	※	○	◇	◇	◇	×
	施設入所支援	※	※	※	※	×	○	※	○	○	×	○	○	○	×	※	×	×	×	×	×
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	◇	◇	◇	◇	×	△	◇	○	△	○	△	△	△	×	○	○	×	×	×	×
	自立訓練（生活訓練）	◇	◇	◇	◇	×	△	◇	○	△	○	△	△	△	×	○	○	×	×	×	×
	宿泊型自立訓練	※	※	※	※	×	○	×	×	○	○	○	○	○	※	×	×	×	×	×	×
	就労移行支援	◇	◇	◇	◇	×	△	◇	○	△	△	○	△	△	×	○	○	×	△	×	×
	就労継続支援A型	◇	◇	◇	◇	×	△	◇	○	△	△	○	△	△	×	○	○	×	×	×	×
	就労継続支援B型	◇	◇	◇	◇	×	△	◇	○	△	△	○	△	△	×	○	○	×	×	×	×
	就労定着支援	◇	◇	◇	◇	×	×	◇	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	共同生活援助（グループホーム）	※	○	○	※	×	○	※	※	○	○	※	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	自立生活援助	○	○	○	○	×	○	※	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
障がい児通所サービス	児童発達支援（医療型含む）	◇	◇	×	◇	×	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◇	×
	放課後等デイサービス	◇	◇	×	◇	×	×	◇	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	◇	×
	保育所等訪問支援	◇	◇	×	◇	×	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◇	◇	×	×
	居宅訪問型児童発達支援	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

各事業の支給要件については、障害者総合支援法及び法関係通知の定めによることを基本とする。

○：併用可

△：同一日利用不可

◇：同一時間帯利用不可

×：併用支給不可

※：原則不可。ただし特例あり。

2. 介護保険との併用給付

(1) 基本的な考え方

- ①障がい者の方が65歳以上である場合や、40歳～64歳で介護保険制度に定める「16の特定疾病」に該当する場合は、介護保険制度でのサービス支給を優先してください。障がい福祉サービス等では、介護保険にないサービスを中心に支給決定します。
- ②介護保険制度でのサービス支給対象となり得る方は、まずは要介護認定を受けてください。要介護認定を受けないまま、障がい福祉サービス等を支給決定することはありません。
- ③介護保険制度のサービスと障がい福祉サービス等を併用給付されている方の状態が変化し、受けるサービスに変更が必要な場合は、要介護度の再認定を受けてください。再認定を受けないまま、障がい福祉サービス等を支給決定することはありません。

(2) 具体的な運用（障がい福祉サービスを支給決定する場合）

※必ず事前相談してください。事後相談で遡って支給決定することはありません。

- ①介護保険法に基づく要介護認定（再認定も含む）を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、障がい福祉サービスによる支援が必要であると会津坂下町が認める場合
- ②要介護認定（再認定も含む）を受けた結果、当該要介護度に基づく介護保険サービスでは、日常生活に必要不可欠なサービス支給量が不足し、かつ不足の理由が障がい特有の理由であると会津坂下町が認める場合（この場合、サービス量の不足分のみ支給決定を行う）
- ③利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、介護保険サービスを利用することが困難であると会津坂下町が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る）
- ④同行援護、行動援護、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）、生活介護（施設入所者または通所して工賃収入を伴う生産活動を行う者に限る）のサービスを利用する場合

附 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。

会津坂下町障がい福祉サービス支給決定基準

令和2年11月1日

会津坂下町 生活課 福祉健康班 社会福祉係

〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662

TEL 0242-84-1522 FAX 0242-83-1144

E-mail : hukushi@town.aizubange.fukushima.jp